

枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の 陽性判明時の対応について

令和 3 年 9 月 6 日
枚方市教育委員会

令和 3 年 8 月 27 日、文部科学省より「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン」が示されました。ガイドラインでは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方が取りまとめられました。枚方市立小中学校においては、市独自の学校 PCR検査の実施など感染拡大防止の取り組みを進めてまいりましたが、本ガイドラインの作成を受けて、以下のとおり、対応についての見直しを行います。

1. 感染確認の調査のための臨時休業等について

(1) 緊急事態宣言発出中

新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合に、必要に応じて臨時休業を行います。

- ① 発症日又は検査日(発症していない場合)から 2 日前までに登校又は勤務していない場合
速やかに消毒を行い、通常通り運営いたします。
- ② 発症日又は検査日(発症していない場合)から 2 日前までに登校又は勤務している場合
速やかに消毒を行うとともに、学校において濃厚接触者等の候補の調査を行います。保健所が濃厚接触者等の有無を確認するまでの期間(原則 3 日間)臨時休業とします。期間については、延長(又は短縮)する場合があります。

(2) 緊急事態宣言解除後

新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合に、必要に応じて陽性者の所属する学級等を閉鎖します。

- ① 発症日又は検査日(発症していない場合)から 2 日前までに登校又は勤務していない場合
速やかに消毒を行い、通常通り運営いたします。
- ② 発症日又は検査日(発症していない場合)から 2 日前までに登校又は勤務している場合
速やかに消毒を行うとともに、学校において濃厚接触者等の候補の調査を行います。学校での調査をもとに保健所が濃厚接触者等の有無を確認するまでの期間(原則 3 日間)、陽性者の所属する学級を閉鎖します。期間については、延長(又は短縮)する場合があります。

2. 感染拡大防止のための学級閉鎖等について

同じ学級において、複数の陽性者が判明し感染が拡大している可能性がある場合、感染の拡大状況や児童生徒等への影響を踏まえ、5～7日程度の学級閉鎖を行います。なお、感染確認の調査による臨時休業や学級閉鎖から引き続き実施する場合は、当初の閉鎖期間も含めて5日～7日程度とします。期間の短縮は行いません。

また、複数の学級を閉鎖する場合は学年閉鎖、複数の学年を閉鎖する場合は、学校全体を臨時休業とします。

3. 安心・安全のための検査(抗原検査及び PCR 検査)の実施について

保健所の疫学調査による濃厚接触者等だけでなく、以下の場合、教職員には学校抗原検査、児童・生徒には学校 PCR 検査を実施します。具体的な対応については、個別の状況を総合的に判断し決定します。なお、陽性者が、発症日又は検査日(発症していない場合)から2日前までに登校又は勤務していない場合、学校抗原検査及び学校 PCR 検査は実施しません。

(1) 1名の陽性者が確認された場合

① 陽性者が「教職員」の場合

【教職員】 全教職員に、抗原検査を実施

【児童・生徒】 陽性者が担当する「学級、部活動、留守家庭児童会室」(以下学級等)に所属し、陽性者との接触が認められた児童・生徒に、PCR 検査を実施

② 陽性者が「児童・生徒」の場合

【教職員】 陽性者の学級等を担当し、陽性者との接触が認められた教職員に、抗原検査を実施

【児童・生徒】 陽性者の学級等に所属し、陽性者との接触が認められた児童・生徒に、PCR 検査を実施

(2) 1週間以内に、同じ学級等(学級、部活動、留守家庭児童会室、登校班など)で2名以上の陽性者が確認された場合

① 陽性者が「教職員」を含む場合

【教職員】 全教職員に、抗原検査を実施

【児童・生徒】 陽性者の学級等に所属する児童・生徒全員に、PCR 検査を実施

② 陽性者が「児童・生徒」だけの場合

【教職員】 陽性者の学級等を担当する教職員に、抗原検査を実施

【児童・生徒】 陽性者の学級等に所属する児童・生徒全員に、PCR 検査を実施

<保護者へのお知らせ>

- (1) 「感染確認の調査のための臨時休業等」の再開は、保健所による PCR 検査や安心安全のための検査すべてにおいて「陽性者なし」の確認後とします。
- (2) 「感染拡大防止のための学級閉鎖等」の再開は、期間終了後とします。
- (3) 児童・生徒のPCR検査は、本人同意のもと、費用(検査料、検査判断料)は公費負担としますが、医療機関による診察などの費用については、公費の対象外となります。
- (4) 学習保障については、陽性確認された当該児童・生徒の症状等も勘案しながら、オンライン授業などにより学習保障を行います。また、臨時休業や学級閉鎖等で学校の休業が長期化した場合も、同様に行います。
- (5) 給食は、臨時休業、学級閉鎖の再開に合わせて実施します。なお、給食費は学校の休業日や出席停止の日数分について返還します。

<保護者へのお願い>

- (1) 児童・生徒がPCR検査を受診する場合
受診した児童・生徒本人は、検査結果が判明するまで自宅待機をお願いします。
- (2) 児童・生徒本人に陽性が確認された場合の連絡について
児童・生徒本人に陽性が確認された場合、本人及び兄弟姉妹が通う学校園、保育所等連絡していただき、保健所の指示に従って療養してください。
- (3) 児童・生徒本人が「濃厚接触者」とされた場合
陽性者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を、健康観察期間として自宅待機とします。
- (4) 児童・生徒本人が「接触者」として行政検査を受けた場合
検査結果が出るまで自宅待機をお願いします。検査で「陰性」となった場合は、翌日から登校は可能です。(2週間の自宅待機は必要ありません。)
- (5) 臨時休業、学級閉鎖等を行っている場合
児童・生徒については、不要不急の外出を控えるようお願いします。

※児童・生徒のご家族の方については、児童・生徒本人の結果が判明するまで、「新しい生活様式」に沿った行動をお願いします。また、「児童・生徒本人の陽性」や「濃厚接触者」とされた場合は、同居者の行動自粛の有無を含めて保健所や医療機関の指導に従ってください。